

○守山市電気自動車用急速充電器利用に関する要綱

平成26年9月19日

守山市告示第222号

(目的)

第1条 この要綱は、電気自動車用急速充電器(以下「充電器」という。)の利用に関する事項を定め、その円滑な運用に資することを目的とする。

(設置場所)

第2条 充電器の設置場所は、速野会館とする。

(利用時間)

第3条 充電器の利用時間は、12月29日から翌年1月3日まで除く日の午前8時30分から午後5時15分までとし、受付時間は午前8時30分から午後4時45分までとする。

2 1回の利用時間は、最長30分間とする。

3 市長は、必要と認める場合は、充電器の利用時間を変更し、または利用を制限することができる。

(利用の届出)

第4条 充電器の利用を希望する者は、市長に対し、届出書(別記様式)を提出するとともに、運転免許証を提示するものとする。ただし、市が所管する電気自動車の充電の場合は、この限りではない。

(利用料金)

第5条 充電器の利用にかかる料金は、守山市使用料および手数料条例(条例第35条)に規定するところによる。

(利用可能車両)

第6条 充電器を利用して充電できる車両は、急速充電に対応する充電口を備えている電気自動車とする。

(貸出の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、充電器の利用を中止し、または制限することができる。

(1) 利用者が、充電器の設備を汚損し、またはき損するおそれがある場合

(2) 利用者が、市長の指示に従わない場合

(3) その他充電器の管理上支障があると認められる場合

(禁止行為)

第8条 充電器の利用において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 充電のための駐車スペース(以下「駐車スペース」という。)の枠外に電気自動車を駐車させ、充電器を利用すること。
- (2) 他の車輛(自転車も含む。)の駐車および通行を妨げること。
- (3) 駐車中の他の自動車を損傷するおそれのある行為をすること。
- (4) 充電器を利用する目的以外で駐車スペースに長時間駐車すること。
- (5) 充電完了後、駐車スペースに駐車を継続すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、充電器の利用に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(損害賠償)

第9条 利用者は、故意または過失により充電器の設備を汚損し、またはき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(免責)

第10条 充電器の利用により生じた事故または損害について、市長はその責任を負わないものとする。

(報告)

第11条 利用者は、次の各号に該当する場合には、ただちに充電を中止し、市長に報告しなければならない。

- (1) コンセントおよび充電ケーブルのプラグ部に、サビおよびゆるみ等がある場合
- (2) 充電時、コンセント等に異常な発熱がある場合
- (3) その他充電器の利用上支障があると考えられる場合

付 則

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

付 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別 記

様式（第4条関係）

年 月 日

守山市長 あて

利用者住所

利用者氏名

電話番号(緊急時連絡先)

- -

自動車登録番号

守山市電気自動車用急速充電器利用届出書

電気自動車用急速充電器（以下「充電器」という。）の利用について、下記の留意事項を遵守し、充電器を利用いたします。

記

留意事項

- 1 次の各号に該当する場合は、充電器の利用制限または中止に従います。
 - (1) 充電器の設備を汚損し、またはき損するおそれがあるとき。
 - (2) 市長の指示に従わないとき。
 - (3) その他、充電器の管理上支障があると認められるとき。
- 2 次の各号に該当する場合には、ただちに充電を中止し、市長に報告をします。
 - (1) コンセントおよび充電ケーブルのプラグ部に、サビおよびゆるみ等がある場合
 - (2) 充電時、コンセント等に異常な発熱がある場合
 - (3) その他充電器の利用上支障があると考えられる場合
- 3 充電器は自己責任において利用します。（充電器の利用により生じた事故または損害について、守山市が責任を負わないことに同意します。）
- 4 その他市長の指示した注意事項に従います。